

公民館会議机整備業務等委託 仕様書

1 案件名 公民館会議机整備業務等委託

2 履行期間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月30日（金）まで

3 契約

蒲郡市契約規則による

4 履行の場所及び物品の数量

蒲郡市内公民館（6か所）

No.	公民館名	住所	机 (台)	椅子 (脚)	台車 (台)
1	蒲郡公民館	蒲郡市元町19-13	15	30	1
2	小江公民館	蒲郡市神明町2-10	20	130	2
3	東部公民館	蒲郡市豊岡町殿門24	41	-	-
4	西部公民館	蒲郡市神ノ郷町壱町田12-1	20	85	-
5	三谷公民館	蒲郡市三谷町七舗142-1	12	36	1
6	大塚公民館	蒲郡市大塚町西島91	14	10	-
合計			122	291	4

5 納入物品

机122台、椅子291脚、台車4台 詳細な内訳は別紙詳細仕様書のとおり

6 廃棄物品の予定数量

机（台）	椅子（脚）	台車（台）
40	10	-

7 提出書類

完了報告書（任意様式）

8 その他

(1) 物品の納入、設置及び廃棄物品の引取り

ア 運搬、設置、調整等、使用可能になるまでの全ての費用（諸経費）及び廃棄物品の引取りにかかる費用を含むものとする。

イ 履行期間は、令和7年12月19日（金）から令和8年1月30日（金）までの間とし、事前に日時、業務の実施場所及び手順を蒲郡市と協議し承認を得ること。また、業務の実施日は土・日曜日、祝日の対応が可能であること。

ウ 各公民館に設置されている不要な机、椅子、台車については受注者の負担で、引取りをすること。

エ 廃棄物品の引取り日は業務実施日と同日とする。なお、廃棄物品の数量は予定であり、変更が生じても契約額の変更は行わない。

オ 物品の搬入及び廃棄物品の引取りについてはエレベーターを使用しない想定とすること。

(2) 物品

ア 納入する各物品は全て同一型であること。

イ 詳細仕様書に記載された物品を標準とする。契約後、納入予定物品が納入困難になった場合は、後継または上位物品での納品を可能とするが、仕様および契約金額の変更はないものとし、事前に変更理由を書面で提出し蒲郡市の了解を得ること。

(3) 保証期間

納品後 1 年間において、通常使用における不具合に対し修繕及び部品交換等（物品の重大な不具合においては、物品のすべてを同等品と交換）の費用は受注者が負担するものとする。また、トラブルが発生した際には保証期間中、終了後に関わらず迅速に対応すること。

(4) その他

ア 物品納入時に発注者及び関係者に対し、取扱い等の説明をすること。

イ 契約後から履行までの期間において市場価格の変動等が生じても、契約額の変更は行わない。

ウ 入札にあたり疑義、質疑がある場合は質疑回答を生涯学習課にて行う。疑義、質疑は 11 月 21 日（金）午後 5 時までに済ませること。

エ その他、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、双方で協議の上決定するものとする。